

# 感染症対策医療資機材開発事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 知事は、感染症対策に役立つ医療資機材の開発に取り組む県内企業を対象とし、試作開発への取組に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において感染症対策医療資機材とは、医療・福祉分野の業務に従事する者が感染症対策に使用する資機材をいう。

## (交付基準)

第3条 この補助金は、予算の範囲内において、別記交付基準により交付するものとする。ただし、補助対象となる事業者及び事業計画に参加する事業者は、次の各号に該当する者を除く。

- (1) 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人の役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
- (4) 暴力団員又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- (5) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

## (交付の条件)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更（第11条に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及びその証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (5) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又はその一部を県に納付させることがあること。
- (6) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資機材等は、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で第25条第2項に規定する処分制限期間内にあるものについては、財産管理台帳及び関係書類を整備管理しなければならないこと。

### **(交付申請書)**

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、別記第1号様式による補助金交付申請書及び添付書類を知事が指定する日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### **(交付決定における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取扱い)**

第6条 知事は、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認められた時は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

2 知事は、前条第2項ただし書きによる申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

### **(交付の決定)**

第7条 知事は、申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

### **(事業の着手時期)**

第8条 交付の決定前に事業に着手する場合は、交付申請書に別記第2号様式による交付決定前事業着手届を添付のうえ、知事に提出しなければならない。

### **(申請の取下げ)**

第9条 申請者は、第7条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に知事に取下げの申請をしなければならない。

### **(変更の承認等)**

第10条 第7条第1項の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件に該当するときは、あらかじめ別記第3号様式による事業変更承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更（次条に定める軽微な変更を除く。）をしようとするとき。
- (2) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

### **(軽微な変更の範囲)**

第11条 第4条第1号に規定する軽微な変更は、別記交付基準に掲げる補助対象経費の経費区分欄に掲げる各経費相互間のいずれか低い額の20パーセントを超えない経費の配分変更とする。

### **(事業の中止の承認申請)**

第12条 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ別記第4号様式による事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

### **(遅延等の報告)**

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記第5号様式による遅延報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

### **(実施状況報告)**

第14条 補助事業者は、知事が必要と認めて指示をしたときは、知事が指示する期日までに知事に実施状況を報告しなければならない。

### **(実績報告)**

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（当該補助事業に係る補助事業者の補助対象経費全額の支払完了をもって補助事業の完了とし、第12条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して20日以内又は当該補助金の交付を申請する日が属する会計年度の3月10日のいずれか早い日までに、別記第6号様式による実績報告書及び添付書類を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 前項の実績報告に当たって、補助事業者は、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

### **(補助金の額の確定等)**

第16条 知事は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合は、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が補助金の交付の決定の内容（第10条の規定による承認をしたときには、その承認をした内容）及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

### **(補助金の支払)**

第17条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、遅滞なく補助事業者に補助金を支払うものとする。

### **(立入検査等)**

第18条 知事は、補助金交付事業に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助金の交付を受けた者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、補助金交付事業に係る関係帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは職員に質問をさせることができる。

- 2 本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがある。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合はこれに従わなければならない。

### **(是正のための措置)**

第19条 知事は、補助事業の完了又は中止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させる

ための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

### **(補助金の交付決定の取消し)**

第20条 知事は、補助事業者が、補助金を他の用途へ使用し、その補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助事業者、その他業務に関わる者がその補助事業に関し、刑法等法令又は条例、規則等に違反する行為が行われた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

### **(補助金の返還)**

第21条 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定め、その返還を命ずるものとする。

### **(加算金及び延滞利息)**

第22条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令にかかる補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、その補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を知事に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まずその返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

3 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を知事に納付しなければならない。

4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

5 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

6 補助事業者が、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面にその補助金等の返還を遅延させないために講じた措置及びその補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

### **(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)**

第23条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第7号様式による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出を受けた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

### **(取得財産等の管理)**

第24条 補助事業者は、取得財産等について、別記第8号様式による取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（この様式により難しい場合は任意の様式）を備え、管理するとともに、その写しを第15条で定める実績報告書に添えて提出すること。

### **(取得財産の処分の制限)**

- 第25条 規則第19条第4号及び第5号に規定する知事が定める財産は、この補助金により取得し、又は効用の増加した財産で、その取得価格又は効用の増加価格が1件50万円以上のものとする。
- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月厚生労働省告示第384号の別表に定める処分制限期間）とする。
- 3 規則第19条の規定による知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第9号様式による補助事業財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準に基づいて財産の処分の承認をした場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

### **(その他必要な事項)**

- 第26条 この交付要綱に定めるもののほか、この交付要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月29日から施行する。

## 別記 交付基準

### 【補助対象者】

この補助金の申請者は、新潟県内に事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）のうち、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

次の要件を全て満たす者

- (1) 補助金等に係る審査等（書類等の整備保管。書類の提出や実地検査の受入）に協力すること。
- (2) 暴力団と関わりのある事業主ではないこと。
- (3) 申請時点で倒産している事業主ではないこと。

### 【補助対象事業】

#### 補助対象事業

申請者が、感染症対策に役立つ医療資機材の試作開発を行う事業

(注1) 試作開発を行う感染症対策医療資機材は新潟県内で生産すること。

(注2) 供給先に新潟県内の医療機関等が含まれる見込であること。

(注3) 試作開発を行う感染症対策医療資機材は医療機器に限定されない（雑品を含む）ものであること。

(注4) 国、他自治体、団体及び新潟県の他の補助金との併用はできないものとする。

(注5) 採択の可否は、以下の基準により審査を行い決定する。

評価項目		評価の視点
提案内容	妥当性	補助金の目的に沿った具体的な提案内容となっているか。
	新規性・市場優位性	提案に新規性がある、又はコスト削減、性能向上等の市場優位性を有する内容となっているか。
	有効性	市場動向や医療機関等のニーズ等を踏まえた試作開発であり、その実現に有効な提案となっているか。
	将来性	試作開発品等の利用について、取引規模、提案先、新潟県内の医療機関等への供給見込は妥当な内容となっているか。
実施・運営	実行性	実施規模、スケジュール等が具体的であり、期間内に目的を達成できる内容となっているか。
	実施体制	外部協力者の活用などを含め、事業実施体制が適当であると認められるか。
	事業経費	補助対象経費の使途が明確であり、提案内容の実施に適した事業経費であると認められるか。

**【補助対象経費及び補助率等】**

補助対象経費	補助率、補助限度額及び補助下限額
<p>①原材料費 事業の遂行に必要な原材料・副資材等の購入に要する経費。なお、単価500千円未満（税抜き）のものに限る。</p> <p>②備品費 事業の遂行に必要な機器・設備類及び工具・器具類等の購入に要する経費。なお、単価500千円未満（税抜き）のものに限る。ただし、購入は借用（リース）が不可能な場合のみとする。</p> <p>③加工等外注費 製品試作等に必要な原材料等の再加工及び設計等を委託するための経費。ただし、機械・装置類及び工具・器具類の外注に要する経費は対象外。なお、補助対象経費総額の2分の1を超えない金額までとする。</p> <p>④評価試験等委託費 試作品等の評価・検査の外部委託に要する経費。</p> <p>⑤使用料 試作品等の評価、検査のために測定機器等を利用する場合に要する経費。</p> <p>⑥専門家等謝金 事業の遂行に当たり外部からの技術指導・助言等が必要な場合、指導・助言等を受けるために招へいした技術者や専門家等に謝礼として支払われる経費。</p> <p>⑦専門家等旅費 指導・助言等を受けるために招へいした技術者や専門家等に必要旅費として支払われる経費。</p> <p>⑧その他知事が特に必要と認める経費。</p> <p>謝金及び旅費は、社内規程等で定めた額を補助対象経費とする。謝金及び旅費を補助対象経費として申請する者は、謝金規程及び旅費規程等を定めておく必要がある。</p>	<p>補助率：1/2以内</p> <p>1事業者当たり補助限度額：1,500千円</p> <p>1事業者当たり補助下限額：500千円</p> <p>（1年度において1事業者当たり1回の補助に限る。）</p>

**【補助対象経費の経費区分】**

経費区分	補助対象経費
原材料費	①原材料費
備品費	②備品費
委託費	③加工等外注費
	④評価試験等委託費
使用料	⑤使用料
謝金	⑥専門家等謝金
旅費	⑦専門家等旅費
その他経費	⑧その他知事が特に必要と認める経費

